

社会福祉法人プレジール

短期入所生活介護 重要事項説明書

I 当施設が提供するサービスについての相談窓口

連絡先／FAX	TEL 0276-57-6211 FAX 0276-57-6212
担当	生活相談員 池田 真也
受付時間	午前8時 30～午後 5 時 30(月曜日～金曜日)

II 短期入所生活介護いちの倉 概要

(1) 提供サービス種類

施設名称／種類	社会福祉法人プレジール 特別養護老人ホームいちの倉／ショートステイいちの倉
所在地	〒370-0306 群馬県太田市新田市野倉町 220-21
介護保険指定番号	1070501927

(2) 職員体制と職務内容(ショート職員)

職種	常勤	非常勤	合計	職務内容
管理者	1		1	その職責を自覚し、理事長の委任する諸事項を遂行し、その職責を果たさなければならない。健康管理、衛生管理、機能訓練、生活訓練、給食管理、災害防止、建造物等の保守及び排水、諸規程・規則の遵守の徹底、運営管理を行う。
嘱託医師		1	1	利用者の診察、及び施設の保険衛生の管理指導を行う。
介護士	4	0	4	利用者に対する介護業務を行う。
看護師 (准看を含む)	1		1	利用者の保健衛生に留意し、医師の指示による看護または介護業務を行う。
介護支援専門員	1		1	利用者の短期入所介護計画作成、苦情処理等の業務を行う。
生活相談員	1		1	利用者、家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティア等の指導業務を行う。
機能訓練指導員	1		1	医師の指示により利用者に対するリハビリテーション業務の指導を行う。

管理栄養士 栄養士	1		1	利用者に対する日常の健康管理、栄養指導、調理指導の業務を行う。
事務職員				施設の管理運営についての事務処理や施設の水道、ガス、ボイラー等の保全、車両管理を行う。

(3) 主な設備概要

		1 階	2 階
定員(計 11名)		特養 9 名 ショート 11 名	特養 20 名
療養室	個室	20 名	20 名
一般浴		○	○
機械浴		—	○
診察室		○	—
食 堂(ユニット)		○	○
機能訓練室		○	○
相談室		○	○
理美容室		○	—
デイルーム		○	○
談話コーナー		○	○
地域交流スペース		—	—
多目的ホール		○	○

Ⅲ 当施設が提供するサービスと利用料金について

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合 |

以上があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分(9割～7割)が介護保険から給付されます。

<サービス概要>

居 室	個室
短期入所生活 介護計画	契約書第3条参照
食 事	朝食：8：00、昼食：12：00、おやつ：15：00、夕食：17：20 提供場所：リビング
入 浴	利用者の入浴予定回数：週2回以上 実施曜日：毎日
生 活 援 助	「短期入所生活介護計画」に沿った、自立支援を行います。
相 談 援 助	利用者およびその家族の相談に応じます。
健 康 管 理	必要に応じて診察、処置を行います。
特別食提供	疾病にあわせた食事の提供をします。
理 美 容	月1回定期的に行います。
行政代行手続	応相談。
レクリエーション	季節行事、月間レク等を実施しています。 参加希望の方は、職員までお申し出ください。

<利用料 (1日あたり)>

1.サービス利用単位	要支援1 523 単位	要支援2 649 単位	要介護度 1 704 単位	要介護度 2 772 単位	要介護度 3 847 単位	要介護度4 918 単位	要介護度 5 987 単位
(連続 61 日以上利用)			要介護度 1 670 単位	要介護度 2 740 単位	要介護度 3 815 単位	要介護度4 886 単位	要介護度 5 955 単位
2.サービス提供体制加算(Ⅱ)	18 単位						
3.夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18 単位						
4.生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位						
5.介護職員等処遇改善加算	1ヶ月の利用総単位数×1.14						
6.介護サービス利用自己負担額	総単位数×10.17 円						
7.食費自己負担額							
第4段階	1,520 円						
第3段階①	1,300 円						
第3段階②	1,000 円						
第2段階	600 円						
第1段階	300 円						
8.居住費自己負担額							
第4段階	2,066 円						
第3段階	1,370 円						
第2段階	880 円						
第1段階	880 円						
自己負担額合計	6+7+8 の合計額						

※その他の必要に応じて、送迎加算(片道 184 単位)、療養食加算(1食につき 8 単位)が追加となります。

※上記以外にも職員体制及び施設の設備等、整い次第算定する加算もあります。

加算等変更になる場合はその都度ご連絡します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

③ 特別な食事（酒を含みます。）

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

***おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。**

⑤ 浴衣代

死後の処置後に着用する浴衣は実費負担として 3,000 円ご負担いただきます。

⑥ 理美容代

毎月 1 回理美容師の出張による理髪サービスをご利用頂けます。（希望者のみ）

利用料金：1 回 2,500 円 ※カットのみ（パーマ・カラーは行っておりません）

<その他無料サービス>

施設にて無料で貴重品等の管理をさせていただきます。詳細は以下の通りです。

○**管理する金銭の形態**：日用品及び医療機関受診等で必要になる現金

○**お預かりするもの**：健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、
身障者手帳、代理申請に必要な印鑑、診察券等

○**保管管理者**：施設長

○**出納方法等**：手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預り金管理要綱に従い 2 名以上の職員により施設内金庫により適切な管理を行います。
- ・ 毎月 1 回預かり金の状況を書面で報告させていただきます。
- ・ 現金をお預かりする際は、領収書を発行いたします。

※その他ご利用料金につきましてご不明の点がございましたらお気軽にお尋ね下さい。

(3) 支払方法

利用月翌月の 10 日以降に請求書が発行されます。27 日までにお支払いください。

原則、「口座振替」をお願いしています。

利用者指定金融機関口座からの自動引き落とし

銀行(支店は問いません)——— **引き落とし日・・・毎月 27 日**

* 金融機関によって手数料のご負担がありますのでご了承ください。

* 27 日が土曜・日曜・祝日に当たる場合は翌営業日の引き落としになります。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	あい太田クリニック、宏愛会第一病院、 あい太田クリニック 歯科
---------	------------------------------------

※入居者の状態や診療時間・曜日等により、上記以外の医療機関に受診となる場合がございます。

また、急変時救急搬送する場合は受け入れ状況や入居者の状態により他の医療機関へ搬送となる場合がございます。

※嘱託医は時間・曜日等、状況により来設までに遅れを生じることがございます。

Ⅲ 利用中止

(1)利用開始前の中止

利用予定日の前日午後 5 時までには通知(連絡)

→通知(連絡)ない場合、利用料の全額または一部お支払いいただくことがあります。

(2)利用期間中の中止

① 利用者希望の場合は、利用中止予定日前日までに通知(連絡)

② 体調不良の場合は、当日

→利用料は、利用日数分

Ⅳ 契約終了

(1)利用者から

利用期間中を除き、契約期間中はいつでも解約することができます。

(2)事業者から

以下の場合、文書による通知によって終了

① 利用料金 1 ヶ月以上遅延(正当な理由なく)、催告後 14 日以内の支払いがない場合

② 他の利用者、事業者及びその従事者に対し、継続し難い程の背信行為がみられた場合

③ 施設の事情により、閉鎖または縮小した場合

(3)自動終了

以下の場合、手続なく終了

① 他の介護保険施設へ入所した場合

② 死亡された場合

(4)協力医療機関等に入院

① 宏愛会第一病院(協力医療機関)

(5)その他

要介護認定更新の結果、「非該当(自立)」と判定された場合、被保険者証の有効期間満了日をもって終了となります。

V 苦情の受付について(契約書第 14 条参照)

(1)当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

社会福祉法人 プレジール 特別養護老人ホーム いちの倉

担当 生活相談員 池田 真也

Tel 0276-57-6211(代表)

※苦情の受付は、上記以外に施設内の介護職員及び事務職員でも対応いたします。

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30まで

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。

(2)行政機関その他苦情受付機関

太田市 介護サービス課 太田市浜町 2-35	電話番号	0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 2 9
	F A X	0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 7 9
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
群馬県国民健康保険団体連合会 前橋市元総社町 355-8	電話番号	0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3
	F A X	0 2 7 - 2 5 5 - 5 0 7 7
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
太田市社会福祉協議会 太田市飯塚町 1549 太田市福祉会館 1 階	電話番号	0 2 7 6 - 4 6 - 6 2 0 8
	F A X	0 2 7 6 - 4 6 - 6 2 2 9
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

VI サービスの特徴

(1)事業目的

“社会福祉法人プレジール”が開設するショートステイ(以下、「施設」という。)において行うサービスの適切な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、施設の従事者が、要介護者に対し、適切な介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(2)施設の理念・基本方針

【理念】

私たちは、入居者様個人の想いや意思を大切にし、一人ひとりがその人らしい日常生活が送れるよう、多様できめ細やかなサービスを提供します。

【基本方針】

- ①入居者、家族、地域住民からの信頼を第一に考えた福祉サービスを提供します。
- ②一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した「個別ケア」を提供します。
- ③職員は、人間性を高めると共に、専門的な知識と技術の研鑽に努め、地域で最も質の高いサービスを提供します。

(3)利用にあたっての留意事項

面 会	<面会時間>午後 14 時～午後 16 時 ※来訪の際は事務所受付の面会簿にお名前をご記入ください。 ※犬、猫、小鳥等ペットの類の持込みは原則禁止とさせていただきます。 ※感染予防対策等で面会を中止する場合はオンライン面会を実施します。
外出・外泊	・外出・外泊をご希望される場合は、職員にお申し出ください。 ・食事が不要な場合においても事前の申し出により、欠食の場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。
飲酒・喫煙	・職員管理のもと可能です。ご希望される場合は職員にご相談ください。
施設・設備の使用上の注意	・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状回復していただくか、居室及び共用施設、敷地又は相当の代価をお支払いいただきます。
金銭・貴金属等の持ち込み	・金銭や貴金属、携帯電話・タブレット等の電子機器の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。 ・ご希望によりお持ち込みの場合、携帯電話等は施設管理とし、使用する際にお渡しさせていただきます。使用時間は 8:30～20:00 とさせていただきます。施設管理、使用時間を遵守できない場合、携帯電話・タブレット等の持ち込みはできませんのでご了承ください。 ・以下の項目に該当する場合は紛失・破損等した際は責任を負いかねます。 { ① 本人に管理能力がなくなった後も本人に管理させる場合 ② 当施設職員が持ち込みを把握していなかった場合 ・日常生活を送る上で必要なメガネ・補聴器等の持ち込みは可能です。
施設外受診	・管理者の指示のもと、受診の有無を決めます。定期受診等の場合はご家族にご協力いただくことがあります。 また、外出・外泊時に受診を行う場合、事前に必ず職員にご報告ください。
第三者評価	・第三者評価は実施しておりません。
郵便物について	・入居者様への郵便物につきましては、施設でお預かりする事はできません。ご本人様又は、ご家族様のご自宅へ届くようお手続きをお願いいたします。<u>※差し入れ品など、郵送をご希望される場合につきましてはご相談ください。</u>

VII 非常災害対策

災害時対応	緊急連絡網配備
防火責任者	池田 茂雄

防災訓練	年 2 回実施
------	---------

VIII 施設概要

名称・法人名	社会福祉法人プレジール 特別養護老人ホームいちの倉／ショートステイ いちの倉
代表者役職・氏名	理事長 高橋 輝明 施設長 池田 茂雄
所在地・連絡先	群馬県太田市新田市野倉町 220-21 TEL0276-57-6211

ショートステイいちの倉を利用するにあたり、「重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。